

入職日から  
入居可能

月額最大  
¥82,000

特養介護職員  
(総合職)  
30歳未満限定

賃貸住宅契約  
支援制度

住宅費負担の軽減により介護職員の人材確保と定着を図り、地域の災害対策拠点として災害時の迅速な対応を推進することを目的に職員に替わり法人が住宅の賃貸借契約（借り上げ宿舎）を行います。

◇◇◇条件概要◇◇◇

- ・ 特養介護職員(総合)
- ・ 月額賃料等を最大82千円支援
- ・ 職場から5キロ以内の賃貸住宅に居住（物件は選ぶことができます）
- ・ 災害発生時に災害対策上の業務に従事することができる職員
- ・ 入居時30歳未満
- ・ 入居開始時期：最短入職日から可能
- ・ 期間：原則2年間